

## 広島地裁、伊方原発3号機運転差止 仮処分命令申立却下に寄せて

本日の広島地裁による決定に、私たちは暗澹たる気持ちでいます。1945年8月6日以降、どれだけ被曝を重ねれば私たちの主張は認められるのか、なぜヒロシマが被曝の過ちを繰り返そうとするのか、胸がつぶれる思いです。

### 否定された私たちの“人格権”

私たちには、個人の人格的利益を保障する権利、言い換えれば人が人らしく生きていくことを保障する人格権があります。日本国憲法前文、あるいは第13条や第25条など、随所でその精神はちりばめられています。

2014年5月21日の福井地裁による大飯原発3・4号機運転差止請求事件の判決は、まさにこの人格権を「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見いだすことは出来ない」と述べています。

放射能の拡散は、たとえそれがいかに低線量であろうとも、私たちの生命と健康を危険にさらし、それ自体、人格権侵害に他なりません。日本国憲法上最高の価値を持つ人格権侵害の事実を広島地裁決定が無視したことは、司法が日本国憲法を否定したことを意味しています。

### 「原発安全神話」にしがみついた司法

田中俊一原子力規制委員会委員長自らが指摘するごとく、現在の規制基準適合性審査は決して原発の絶対安全性を審査するものではなく、むしろ、重大事故発生が前提で審査が行われています。それが証拠に原子力災害対策指針は原発から概ね30km圏内の自治体に避難計画策定と避難訓練を義務づけています。しかし原発はひとたび過酷事故を起こせば、その被害はほぼ無限、しかも不可逆的に拡がることを大きな特徴としています。

現在の新規規制基準は原子力規制委員会設置法に明記されているように、福島第一原発事故の経験を含めて作られるはずでした。しかし実際には同法第4条第10項に福島原発事故の「原因追求及び被害の究明」についての規定があるにもかかわらず、それはなおざりにされ、原因の究明、責任の所在等々全てが曖昧なまま新規規制基準が出来上がり、その基準にもとづいて適合性審査が進行し、2016年9月7日、伊方3号合格、直ちに営業運転を開始したのです。

このことは、伊方3号の過酷事故発生の可能性を排除しないまま規制委員会は合格証を与えたことを意味しています。このことを合理化・正当化するため、現在想定されている事故及びそれに伴う放射性物質の意図的放出は、社会通念上許される、日本の社会が容認していると事実上主張しています。つまり、「万が一にも重大事故を起こしてはならない。が、日本の原発は絶対に重大事故を起こさない」とされた原発が、今では「社会通念上許容できるレベルの事故を起こす原発」に姿を変えただけに過ぎません。これは「原発は絶対に重大事故を起こさない」、から「原発は社会通念上許容できない重大事故は起こさない」と言い換えた「原発安全神話」そのものに他なりません。

今回決定は言い換えの原発安全神話に相も変わらず司法がしがみついている、といわざるを得ません。

## 原発なしで生きる権利

国が、原子力事業者が、原発推進論者が、あまつさえ司法が、どう言い換えようが、複合災害に伴う実際の原発過酷事故を想定してみれば、原発を動かすこと自体、私たちの人格権を侵害していることは、福島原発事故の現状を鑑みるまでもなく、明々白々です。

前述福井地裁が大飯原発3・4号機の運転差止判決を出したとき、提訴した福井県を中心とした市民たちは「原発なしで生きる権利が認められた」と述べました。まさしく私たちには「原発なしで生きる権利」があると繰り返し主張します。

## 「過ちは繰り返させぬから」

1945年、広島と長崎は原子爆弾の攻撃を受けました。私たちは放射線被曝の危険を、自らの体で、また最も愛おしむ人たちの身体を通じて、理屈抜きで実感してきました。原爆と同じ放射能を持つ原発の危険とは、とどのつまり長期低線量内外被曝の危険に他なりません。

今回広島地裁が、私たちの伊方3号運転差止仮処分命令申立を却下したことは、低線量被曝の危険を肌で知る私たちにとって「大きな過ちを再び繰り返している」と映ります。ヒロシマは、「過ちは繰り返させぬから」と誓いつつ、再び大きな過ちを繰り返したのです。

## 断末魔の原発産業

原発を含む核の軍事利用や民生利用は、その本質からして反人道的、反社会的存在たらざるをえません。反人道的、反社会的産業は必ず経済合理性を欠きます。経済合理性を欠く産業は、一時もてはやされても必ず衰退・終焉に迎えます。原発産業も例外ではありません。原発産業が衰退に向かっている証拠は、1990年代半ば、ウエスティングハウスがその核産業部門を手放した時に隠しようもなく表面化しました。そしていま明治以来の名門企業、日本の東芝が原発ビジネスで大きく傷つき債務超過に陥ったことではっきり露呈しました。原発産業ははっきりその断末魔を迎えているのです。

しかしながら私たちは今回却下に、全く落胆しておりません。なぜならば、その反人道性、反社会性、非経済合理性にもかかわらず、根強く、執拗に、核推進を続けるこの国の権力構造とそれに追従する日本の司法のあり方を考えれば、今回却下は長い長い戦いの一コマに過ぎないからです。原発をはじめ、あらゆる核施設・核装置の終焉を見届けるまで私たちは戦い続けます。

また、曲がりなりにもここまでこられたのは、皆様のご支援の賜と深く御礼を申し上げます。戦いは続きます。さらなる皆様のご参加とご支援を祈念してやみません。

2017年3月30日  
伊方原発広島裁判原告団一同